



# 長野県報

9月26日(月)  
令和4年  
(2022年)  
第342号

## 目次

### 告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課).....	1
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出(会計課).....	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課).....	2



### 長野県告示第498号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年9月26日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡松川町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
松川町(次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第499号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年9月26日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡喬木村(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

喬木村(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第500号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、令和4年9月20日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和4年9月26日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久野沢支所中込店	長野県佐久市平賀1893-6	長野県佐久市平賀1893-6 佐久浅間農業協同組合 佐久野沢支所中込店
旧		長野県佐久市中込478-1	長野県佐久市中込478-1 佐久浅間農業協同組合 佐久野沢支所中込店

会計課

## 長野県告示第501号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、令和4年9月20日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和4年9月26日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
佐久浅間農業協同組合 佐久野沢支所平賀店	長野県佐久市平賀5333	長野県佐久市平賀5333 佐久浅間農業協同組合 佐久野沢支所平賀店
佐久浅間農業協同組合 佐久野沢支所内山店	長野県佐久市内山5625	長野県佐久市内山5625 佐久浅間農業協同組合 佐久野沢支所内山店

会計課